

【普通預金規定（インターネット支店）】

1.（口座の開設）

当行インターネット支店の普通預金（以下「この預金」といいます）の口座は、預金者一人につき1口座のみ開設することができます。

2.（取引方法）

この預金は、インターネットに接続できる情報端末等（以下、「端末」といいます）、当行および当行が提携する金融機関の国内の現金自動預入・引出機（以下「ATM」といいます。また、現金自動支払機を含む場合「ATM等」といいます）を利用する方法又はその他当行の指定する方法により取引を行うことができます。なお、この預金のキャッシュカードについては、代理人カードは発行しないものとします。

3.（預金の預入れ）

この預金の預入れは、ATMからの現金の受入れ、為替による振込金の受入れ、端末を利用した当行に開設されている預金者ご本人名義の他の預金口座からの振替、その他当行所定の方法によるものとします。ただし、外国からの送金による振込金の受入れはできません。また、預金口座の状態などで、振込金を受入れしない場合があります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

4.（預金の払戻し）

- (1) この預金の払戻しは、ATM等からの現金の払戻し、端末を利用した当行に開設されている預金者ご本人名義の他の預金口座への振替、当行に開設されている他の預金者名義の口座宛又は他行宛の振込、各種料金などの口座振替、その他当行所定の方法によるものとします。
- (2) この預金を払い戻す場合は、当行所定の手続にしたがいATM等や端末から送信された暗証番号又はログインパスワード（以下「暗証番号等」といいます）が、あらかじめ当行に届出られたものと一致した場合に限り取扱います。
- (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。
- (4) 当行が別に定める時限以降にこの預金口座に受入れした資金は、入金日における各種料金等の自動支払いには充当しません。

5.（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。

なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

6.（譲渡、質入れ等の禁止）

この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

7.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。
- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、当行に対し複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定するものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺

されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

8. (規定の適用または準用)

(1) この預金の取引に関し、この規定に定めのない事項については、インターネット支店取引規定等当行の他の規定の定めを適用または準用します。ただし、当店以外の当行本支店の普通預金取引に適用される普通預金規定の定めは、この預金には準用しません。

(2) この規定において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当行のインターネット支店取引規定において定義した内容に従うものとします。

9. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)